

(国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)
 第二条 国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令(昭和六十一年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十條の次に次の一條を加える。

(旧船員保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置)

第二十条の二 経過措置政令第百十六條第一項の規定により読み替えられた、昭和六十一年改正法附則第十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十三号) 第四條の規定により改正前の船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号) 第十三條第一項の規定により読み替えられた昭和六十一年改正法附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十一條第一項第一号イ、第五十條ノ二第一項第三号イ、第五十條ノ三ノ三及び別表第三ノ二に規定する厚生労働省令で定める率は、船員保険法施行規則別表第五の欄に掲げる率とする。
 (雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正)

第三条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一條の次に次の一條を加える。

(船員保険の介護料の額に関する経過措置)
 第一條の二 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第二百九十六号) 次項において「整備政令」という(第五十七條の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号) 以下この条において「改正法」という) 附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四條の規定による改正前の船員保険法(以下この条において「旧船員保険法」という)の規定による介護料の月額として第一條の規定による改正前の船員保険法施行規則(以下この条次条並びに附則第四條及び第六條第二項において「旧船員保険法施行規則」という) 第七十六條ノ三第一項の規定により算定した額に乘じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 次のイから八までに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イから八までに掲げる額
 イ その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合(口に規定する場合を除く) その月において介護に要する費用として支出された費用の額(その額が十万四千七百三十円を超えるときは、十万四千七百三十円とする。)
 ロ その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五万六千七百九十円に満たないとき 五万六千七百九十円(支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額とする。)
 ハ その月(支給すべき事由が生じた月を除く)において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき 五万六千七百九十円

二 改正法附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六條ノ三第一項の規定により算定された額に乘じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十万四千七百三十円」とあるのは、「五万二千三百七十円」と、同号ロ及びハ中「五万六千七百九十円」とあるのは、「二万八千四百円」と、同項第二号中「第七十六條ノ三第一項」とあるのは、「第七十六條ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替へるものとする。

附則第二條中、第一條の規定による改正前の船員保険法施行規則(附則第四條及び第六條第二項において「旧船員保険法施行規則」という)を、「旧船員保険法施行規則」に改める。

この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

○農林水産省令第四十六号
 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号) 第六條第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年七月三十日

農林水産大臣 山田 正彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
 第六條第一項第一号中「横須賀港」の下に、「姫川港」を、「平生港」の下に、「徳山下松港」を、「今治港」の下に、「新居浜港」を加える。

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十六号
 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二十二條第一項の規定を実施するため、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年七月三十日

経済産業大臣 直嶋 正行

電気事業法施行規則の一部を改正する省令
 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。
 第二十八條第一項中「法第二十二條第一項又は第七項の規定による届出」に改め、「変更しようとするもの」の下に、「(原価又は利潤の変更を伴うものに限る。)」を加える。
 様式第二十一号中、「有効期間」を、「有効期間(供給期間)」に改める。

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

告示

○金融庁告示第八十六号
 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号) 第二十六條の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。
 平成二十二年七月三十日

金融庁長官 三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六條の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一 上場有価証券(金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 以下「法」という) 第二十六條第十六項に規定する金融商品取引所をいう。)が上場する有価証券をいう。

二 店頭売買有価証券(法第六十七條の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。)

附則

1 この告示は、平成二十二年八月一日から適用する。
 2 この告示は、平成二十二年十月三十一日限り、その効力を失う。

○金融庁告示第八十七号

金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号) 第二十六條の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。
 平成二十二年七月三十日

金融庁長官 三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六條の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一 上場有価証券(金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 以下「法」という) 第二十六條第十六項に規定する金融商品取引所をいう。)が上場する有価証券をいう。

二 店頭売買有価証券(法第六十七條の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。)

附則

1 この告示は、平成二十二年八月一日から適用する。
 2 この告示は、平成二十二年十月三十一日限り、その効力を失う。

○法務省告示第三百八十六号

不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号) 第三十六條第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十三條第五項第二号(これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。)並びに不動産登記規則第二百二十八條第五項第二号、抵当証券法施行細則(昭和六年司法省令第二十二号) 第二十二條第一項第二号、鈔書賠償登録規則(昭和三十年法務省令第四十七号) 第十一條第五項第二号及び第二十七号、船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号) 第二十一條第一項第二号及び第四十五條第五項第二号、農業用動産抵当登記規則(平成十七年法務省令第二十九号) 第三十六條第五項第二号並びに建設機械登記規則(平成十七年法務省令第三十号) 第三十一條第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。
 平成二十二年七月三十日

法務大臣 千葉 景子